

住宅改修の手続方法について(流れ)

1 改修内容の相談・検討をする

- ◎ 住宅改修工事を行う前に、要介護認定のある方は、担当のケアマネジャー（認定がない方はお住まいの地域を担当する在宅介護支援センター）がご自宅を訪問させていただき、改修内容を確認いたします。
- ◎ 高齢者自立支援住宅改修（設備改修）のうち「浴槽の取替え」と「階段昇降機の設置」は住宅改修アドバイザーによる訪問調査が必要です。

2 事業者に見積作成を依頼する

- ◎ 介護のために改修を行う時は、見積価格の問題だけでなく、本人の状態にあった材料選びや取付方法、危険防止のための施工方法などの専門知識も必要です。
- ◎ 「知り合いだから」「人に勧められたから」という理由だけで施工業者を選ぶのではなく、複数の施工業者に見積作成を依頼して、専門知識や見積価格など内容を比較することが大切です。

3 事前申請〔工事前〕書類提出

- ◎ 住宅改修工事着工前に次の書類を高齢者福祉課 介護給付係に提出してください。
①から⑤は提出時必須書類、⑥⑦は該当する場合に追加提出する書類です。

提出時必須書類

- | | |
|-------------------|--|
| ① 住宅改修給付申請書 | 被保険者本人名で申請してください。 |
| ② 住宅改修理由書 | 担当ケアマネジャーが作成します。 |
| ③ 見積書・内訳明細書 | 施工業者による独自書類では申請できません。 |
| ④ 図面 | 内容によっては家の見取図や立面図を追加していただきます。 |
| ⑤ 改修予定箇所の写真（日付入り） | 手すりは取付位置がわかるようにテープを貼る等の工夫をし、段差にはメジャーを当てて高さがわかるようにしてください。 |

該当する場合に追加提出する書類

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| ⑥ 所有者の承諾書 | 住宅の所有者が被保険者または配偶者以外の場合に必要です。 |
| ⑦ 介護保険住宅改修に関する承諾書 | 入院中や介護認定判定待ちの方が申請する場合に必要です。 |

4 審査・受付

- ◎ 提出していただいた書類に基づいて、申請した住宅改修内容の確認と審査を行います。書類受理から審査完了に要する時間は、1週間程度です。
- ◎ 改修費用の見積金額が高額であったり、工事内容に疑問がある場合には、別業者への相見積りや住宅改修アドバイザーの利用をお願いする事があります。
- ◎ 審査終了後、ご本人様あてに受付通知書をお送りします。

5 工事着工・竣工

- ◎ 受付通知書が届きましたら、施工業者へ連絡して工事を行ってください。
- ◎ 工事が竣工(完了)しましたら、施工業者と工事費用の支払方法を決めてください。
- ①償還払い(工事費全額を払う)と②受領委任払い(工事費の1割～3割を払う)の2通りがあります。

6 給付請求[工事後]書類提出

- ◎ 工事完了後すみやかに、次の書類を高齢者福祉課 介護給付係に提出してください。
①から⑤は提出時必須書類、⑥⑦は該当する場合に追加提出する書類です。

提出時必須書類

- ① 住宅改修給付請求書 被保険者本人名で申請してください。
- ② 契約締結および工事完了届 被保険者と施工業者で記入します。
- ③ 請求書・内訳明細書 事前の見積書と一致させてください。変更は別手続が必要です。
- ④ 改修箇所の写真(日付入り) 工事前後を比較します。同じアングルで撮影してください。
- ⑤ 工事費支払いの領収書(原本) 原本は区担当者が確認後、返却いたします。

該当する場合に追加提出する書類

- ⑥ 委任状 給付金を区から施工業者へ支払う場合に必要です。(受領委任払い)
- ⑦ 口座振替依頼書 給付金を区から被保険者・家族等へ支払う場合に必要です。(償還払い)
給付金の振込を希望する口座情報等を記入します。

7 指定口座へのお支払い

- ◎ 月末までの手続き完了で、2か月後の15日前後がお振込みの目安となります。

よくあるご質問

Q:支払方法にある償還払い(立替払い)と受領委任払いの違いを教えてください。

A:償還払いは、被保険者が住宅改修工事費全額を工事施工業者へ支払い、工事後請求を行うことで、給付金相当額(対象額の7割~9割)を被保険者へ給付します。
受領委任払いは、被保険者が工事施工業者へ自己負担金相当額(1割~3割)を支払い、工事後請求を行うことで、給付金相当額を区から工事施工業者へ支払います。

Q:現在、入院・入所中であつたり、要介護認定申請中の場合、制度利用はできますか？

A:退院・退所にあたり、自宅に戻る前提があれば申請することができます。(承諾書の提出が必要)
退院・退所ができず自宅に戻れない場合は、全額自費工事となります。
要介護認定申請中の場合には、担当ケアマネジャーにご相談ください。承諾書を提出していただくことで、申請できる場合があります。その後、要介護認定結果が非該当の場合には、自費工事となります。(※この場合に利用できるのは、介護保険住宅改修のみです。)